

請求人

●●●●●

様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 深 見 昌 宏

総社市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）

令和2年9月3日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）
第242条第1項の規定に基づき提出された総社市職員措置請求書について、次のと
おり監査したので同条第5項の規定により通知する。

記

第1 請求の受理

1 請求人

総社市●●●●●番地

●●●●●

2 請求書の提出日

請求書 令和2年9月3日

3 請求の内容

（1）請求の内容（原文）

請求人が提出した総社市職員措置請求書の内容は、別添のとおりである。

4 請求の要件審査

総社市職員措置請求書について、要件審査したところ、住民監査請求の対象と
なる請求内容が含まれていることから、令和2年9月7日付けで、監査の実施を
決定した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

令和2年9月3日付け措置請求書及び令和2年10月2日付け請求人の陳述の結果から、水道料金の免除が違法又は不当であるか、及び水道料金の免除に基づく補正予算の執行停止の請求が認められるべきかを監査対象事項とした。

ただし、総社市職員措置請求書 1 請求の趣旨(6) 監査委員への要望 については、監査請求の対象ではない。

2 監査対象部局

環境水道部 上水道課を監査対象とした。

3 請求人に対する証拠の提出及び陳述の機会の付与

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年10月2日に請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を付与した。

請求人からは新たな証拠の提出はなく、請求書の内容説明のほか、以下のとおり措置請求に至った経緯について説明を受けた。

(1) 措置請求に至った経緯

コロナ禍の経済対策として実施された水道料金の免除は、水道利用者のみを対象としたもので、井戸水利用者には何らの救済もされなかった。

本来、水道利用者から料金を徴収すべきものを免除し、それに対して市が補正予算を組んで補填する行為を財務会計上の行為ととらえ、その予算の執行停止を求めるために住民監査請求を行うこととした。

4 関係職員からの事情聴取

(1) 実施

令和2年10月2日に 環境水道部長、環境水道部次長兼上水道課長、上水道課業務係長から陳述の聴取を行った。

(2) 内容

ア 水道料金の免除に至った経緯と予算措置について

新型コロナウイルスの感染症対策として市民生活及び経済活動に対する支援策として水道料金の免除を行っている。市民生活は、手洗い等の感染症対策に直結する水を安心して使えるように水道料金を支払うという行為に対する支援を、経済活動は、飲食店や工場など、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大幅に収入が減少したことに対しての経済支援ということで、二面を合わせ持った政策

として実施したものである。

予算措置については、全市的な水道料金の免除となり、全てを水道事業会計で賄うことは不可能であるため、一般会計から水道事業会計へ免除額を補助することとなった。

イ 井戸水利用者に対する対策は検討したのか

新型コロナウイルスの感染症対策として、水道料金の免除について検討する中で、井戸水のみ利用者への支援についての意見もあったが、今回は、水道料金を支払うという行為に対する支援であるため対象外とした。

ウ 水道料金を免除した根拠について

総社市給水条例第31条の減免規定の中の、市長が特に必要と認めた場合を適用し、市民生活及び経済活動を支援する目的で免除を行った。

「総社市給水条例」

(料金等の減免)

第31条 非常災害又は慈善、貧困者その他市長が特に必要と認めたものについては、料金、分担金その他の費用を減額し、又は免除し、若しくは納付期限を猶予することができる。

第3 監査の結果

1 監査により認められた事実

(1) 水道料金の免除の背景

令和2年4月時点では、新型コロナウイルス感染症の状況が不明なることが多く、当時、有名人で命を落とす人も出ていた。国においても、そのような状況の中で、2月27日には、全国の学校の休校要請、4月7日には、「緊急事態宣言」を発出し、4月16日にはこれを全国に拡大し、県をまたいでの移動の自粛などを要請している状況であった。このような状況の中、経済活動は停滞し、特に飲食業界は、直接的な影響を受けていた。

国においては、一人10万円の特別定額給付金の配布、市においては、「お持ち帰りDEお得券」事業などが計画されていた。総社市の上水道料金の免除についてもこのような状況の中で市民に対するコロナ禍における経済的支援の一つとして、計画されたものと認められる。

(2) 水道料金の免除に対する予算措置

具体的な水道料金免除のための予算措置は令和2年4月臨時市議会において、一般会計補正予算(第2号)として、水道事業会計に対して補助金が計上された。

水道事業会計においては、水道事業会計補正予算(第1号)として、免除が見込まれる水道料金については、一般会計から特別利益として繰入れ、免除される水道

料金については、特別損失としてそれぞれ計上されたところである。

一般会計、水道事業会計の補正予算とも市議会において反対なく全会一致で可決されている。

なお、水道料金の免除に対する経費については、国において、新型コロナ対策として「地方創生臨時交付金」の対象事業として認められている。(令和2年7月8日交付決定)

(3) 水道料金の免除手続き

令和2年4月28日上水道課において、下記のとおり、総社市給水条例第31条に基づく水道料金の減免起案が回議され、同日付で市長により決裁されている。

記

- ・件 名 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金の減免について
- ・対 象 者 給水区域内の全水栓地の使用者
- ・減 免 対 象 令和2年7月31日 納期分の基本料金及び超過使用料金
令和2年9月30日 納期分の基本料金及び超過使用料金
- ・減免見込額 360,000千円
- ・減 免 理 由 新型コロナウイルスが蔓延し全国に「緊急事態宣言」が発せられ、本市市民にも経済的な影響が出始めている。このことから、市内水道利用者に対し、一定期間水道料金を減免し、経済支援を図ろうとするもの。

2 監査委員の判断

(1) 本件措置請求の趣旨について

法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）について、その是正・防止を図るため、住民が監査及び必要な措置を講ずべきことを請求するもので、当該財務会計行為自体に違法・不当があるか否かが監査の対象となる。

請求者は、水道料金免除に係る補正予算の執行（公金の支出）を財務会計行為ととらえているが、当該財務会計行為自体の違法・不当については何ら言及していないため、水道料金の免除自体を違法又は不当としているものと解し、水道料金の免除が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法・不当が存する場合に当たるか否かにつき、検討することとする。

(2) 水道料金の免除の違法又は不当について

水道料金の免除については、総社市給水条例第31条を根拠として、免除しているが、この条文は、水道利用者の免除事由に応じて料金等を減額するための規定と考えられ、この条文により、本件免除理由をもって免除措置を行うにことについて

は、疑問が生じるところではある。しかしながら、免除そのものに関しては、「その他市長が特に必要と認めたもの」と水道事業管理者の権限を行う市長に広範囲な裁量を与えられている点や、新型コロナウイルス感染防止と経済再生の両立した緊急対策が求められる中で、より多くの市民や事業者が対象となり、短期間で実行可能な施策の一つとして水道料金を免除することは、一定の合理性があったと考えられる。また、市議会の議決を経て最終的に決定されており、その決定及び手続経過に法令違反や著しく合理性を欠いた点は認められない。

(3) 結論

以上検討したところからすれば、水道料金の免除については著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない違法・不当が存するものとは認められない。

よって、総社市職員措置請求書 1 請求の趣旨(5) 請求の内容(イ)については、上記のとおり理由がないから棄却する。また、(ロ)、(ハ)については財務会計上の行為ではないから却下する。

(4) 監査委員の意見

地方公営企業法第17条の2第2項では、水道事業においては、住民負担の衡平及び企業の能率的経営を図る見地から、その経費は当該企業の経営に伴う収入をもって充てることを原則としている。続いて、第17条の3では災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計等から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる旨を規定している。

災害とは地震・風水害・火災等の天災地変等その他の不可抗力による施設等に対する不時の被害を言うものであり、復旧とは一般に災害の起こる前の状態に復することをいうものであるが、本条ではいわゆる改良復旧をも含むものと解されている。災害の発生の可能性は常に存在するわけであるから、企業が長期的に健全経営を続けていくためには、これに備えるための内部留保を持つよう設定されているのであるが、災害の規模・質によっては内部留保をもってしても対応不可能な損害を生じることが考えられる。

一方、公営企業の料金は、できる限り低廉であることが望ましいため、災害復旧財源を料金に折り込むことには自ら限界がある。このような場合には、住民の日常生活を確保するためのサービスの提供を継続するために公営企業に対して一般会計から災害復旧費を補助することは、地方公共団体の一般財源の使途として正当化されるのである。

一般会計から補助することができる場合として、災害の復旧の場合のほか「その他特別の理由により必要がある場合」を規定している。「特別の理由」とは単に経常的でない何か特殊な理由があればよいというように広く解釈されるべきではなく、災害に準ずるような、災害の場合と同程度の合理的理由がある場合のみがここにい

う特別の理由に当たると解されるべきものである。補助は経費負担の原則の例外をなすものであり、その運用にあたっては、真にやむを得ないものに限定されるべきものとされている。

今般の監査請求にかかる水道料金の免除を考察するとその理由はコロナ禍における市民の生活支援のための経済対策の一つであることは監査結果からも明らかであり、水道事業の経営の良否に関するものではない。そして、水道料金の免除に対する補助を一般会計において措置しているのであるが、一般会計補正予算が審議された4月臨時市議会の議案の補足説明によると、「新型コロナウイルスの影響を受けている家計等へ支援を行う目的」で予算を計上すると説明されている。また、予算の説明調書によれば補正理由として「新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、市民生活及び経済活動を支援するため、水道料金を免除する公営企業会計への負担金」となっている。

今般の水道料金の免除に対する一般会計の補助は、水道事業の経営上の理由ではなく、水道利用者の生活支援ではあるが、災害に準ずるような、災害の場合と同程度の合理的な理由に当たるかには疑問が残るものである。

総社市職員措置請求書

令和2年4月28日可決された、議案第33号総社市水道事業会計補正予算（第1号）によって生じた水道会計の不正事務行為

1 請求の趣旨

(1) 請求の対象職員

総社市長 片岡聡一

(2) 違法又は不当な財務会計行為

令和2年度総社市水道会計補正予算（第1号）の執行による財務会計行為

(3) その行為の違法又は不当な理由と根拠

(イ) 令和2年に発生したコロナ禍により、市においてはこれの保護救済対策として、水道料金の4か月間の無料化を議会に提案しその議決を得た。

しかしながら、この議案については、市の水道利用者のみを対象としており、所謂井戸水を利用する者（確認するに255件と知る）には何らの保護も手当てもない。市の施設を利用する者のみを優遇することは著しく公平を欠き、民主主義を旨とし、等しく差別しないと定めた日本国憲法に明らかに違反し、違法な標題の補正予算の執行によって生じる損失



の発生の防止のため、直ちに予算の執行停止と差別のないコロナ禍の救済策を求める。

(ロ) 人は水によって生きる。その生命線とも言える水の取水の違いによって、コロナ対策の施策において差別することは許されない。水道水の利用者のみにコロナウイルスが感染するなら、標題の議案については肯首できるがコロナウイルスは、市の水道利用者であれ、井戸水の利用者であれ等しくこれを襲う。市民の保護と救済は差別することなく公平になされるべきである。

(ハ) 市井の片隅で貧しく暮らす者は市の求める水道工事負担金の負担がおぼつかず、やむなく井戸水を生活用水として使用しているのであるが、水道利用者も、井戸水利用者も同じ高梁川水系の水を水源として利用しており、その取水の対価はいずれにおいても負担していない。

(ニ) この現状において、工事負担金の負担が可能であった裕福な者のみが安全な水道水を市の施設を通して利用し、当たり前のこととしてその利用料を払っているだけであるが、この者には4ヶ月間その利用料を無料とし、他方、市には何らの負担も迷惑も掛けず、あるいは恩恵も受けず貧しく暮らす井戸水利用者には何らの保護も救済もしようとしない。

(ホ) 255件の中には費用の負担のできない者ばかりではなく、水道水を利



用したくても地理的条件を理由に最初から拒否されたり、多額な設置費用が新たに市に発生する等を理由に拒否された者等が多数いること、言わば市の怠慢であり努力しようとしめない態度が原因であるが、は全く考慮されず弱者切り捨ての施策である。

また、この井戸水利用者も毎月の電気代、修理代、ポンプの取得費等少なからずの費用を負担しており、その意味においても決して差別されるべきではない。

(へ) 水道無料化はコロナ禍対策であることを市は宣伝しておきながら、市自らが理解しておらず、事実は衆目の一致する票集めの人気取りである。

(ト) 総社市民として等しく税などの義務とその完全なる履行を求めておきながら、勝手な一方では市民としてこれを認めず、保護の対象ともせず差別することは、明らかに日本国憲法に違反している。

(4) 総社市に生じた損害

違法な手続による予算の執行によって令和 2 年 8 月時点で約 3 億円の公金が不当に支出される。

(5) 請求の内容

(イ) 標題の予算の執行停止の請求

(ロ) コロナ禍における井戸水利用者への差別のない保護救済策の措置を講じ



る請求

(ハ) 上記 (1) (2) とは別に次についても請求する

請求者に対し何らかの結果の通知があろうが、生活用水の水源を同じくする者を何故にコロナ対策の施策で差別したか、その理由を平易簡潔丁寧に通知されたい。

(6) 監査委員への要望

(イ) 「政治に思いやりなくしては政治に非ず」、思いやりこそ政治の基本であると考えが如何。

(ロ) 友人知人隣近所の者にこのことについて聞くに、誰もが「それはおかしい」「公平であるべきだ」との意見であり、これに勇気づけられ監査請求に至ったが、委員において差別はこれを正当であるに対応するとあれば極一般の普通の感覚の持ち主ではないと知るが誠実な対応を求める。

(ハ) 事実証明書 (2) に記載の無料化の質疑については、全く為にする者の声のみ拾い利益者の代弁者と化しており、真に困窮者の声はなく、誰でもタダとなれば喜ぶのは当たり前で、誰もが認めるところのなれ合いの謗りは免れず、委員においても市政にかかわる者としての自覚が要求される場所である。



2 請求者

総社市 ●●●●● 番地



地方自治法第 242 条第 1 項の規

実証明書を添え必要な措置を

請求する。

令和 2 年 9 月 3 日

総社市監査委員殿



27

...

D

そうじゃ 議会だより 2020年(令和2年)8月

令和2年4月臨時総社市議会 付議事件採決一覧表

番 号	件 名	結 果
報告第3号	予算の繰越しについて(令和元年度総社市水道事業会計予算)	報告を受けた
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度総社市一般会計補正予算(第8号))	承認
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(令和元年度総社市国民宿舎事業費特別会計補正予算(第3号))	承認
承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(総社市税条例等の一部改正)	承認
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(総社市都市計画税条例の一部改正)	承認
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(総社市国民健康保険税条例の一部改正)	承認
議案第32号	令和2年度総社市一般会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第33号	令和2年度総社市水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第34号	令和2年度総社市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決

令和2年6月定例総社市議会 付議事件採決一覧表

番 号	件 名	結 果
議案第35号	令和2年度総社市一般会計補正予算(第4号)	原案可決
議案乙第2号	総社市議会議員の政務活動費の特例に関する条例の制定について	原案可決
議案乙第3号	新型コロナウイルス感染症対策における基礎自治体への財政支援の拡充等を求める意見書について	原案可決
報告第4号	繰越明許費について(令和元年度総社市一般会計予算)	報告を受けた
報告第5号	繰越明許費について(令和元年度総社市一般会計)	報告を受けた
報告第6号	繰越明許費について(令和元年度総社市公共下水道事業費特別会計予算)	報告を受けた
承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(総社市税条例の一部改正)	承認
承認第7号	専決処分の承認を求めることについて(総社市都市計画税条例の一部改正)	承認
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度総社市一般会計補正予算(第3号))	承認
議案第36号	岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について	原案可決
議案第37号	総社市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び総社市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について	原案可決
議案第38号	総社市まちづくり基金条例の廃止について	原案可決
議案第39号	財産の取得について(はしご付消防自動車の購入)	原案可決
議案第40号	総社市国民健康保険条例の一部改正について	原案可決
議案第41号	総社市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第42号	総社市介護保険条例の一部改正について	原案可決
議案第43号	総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の一部改正について	原案可決
議案第44号	工事請負契約の締結について(高松田中西阿曾線外改良工事)	原案可決
議案第45号	総社市昭和地区復興住宅条例の制定について	原案可決
議案第46号	総社市給水条例の一部を改正する条例の一部改正について	原案可決
議案第47号	令和2年度総社市一般会計補正予算(第5号)	原案可決
議案第48号	令和2年度総社市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第49号	令和2年度総社市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第50号	工事委託契約の締結について(総社市立小中学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業)	原案可決
同意第9号~23号	農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて	すべて同意

令和2年7月臨時総社市議会 付議事件採決一覧表

番 号	件 名	結 果
議案第51号	総社市社会貢献表彰給付金基金条例の制定について	原案可決
議案第52号	令和2年度総社市一般会計補正予算(第6号)	原案可決

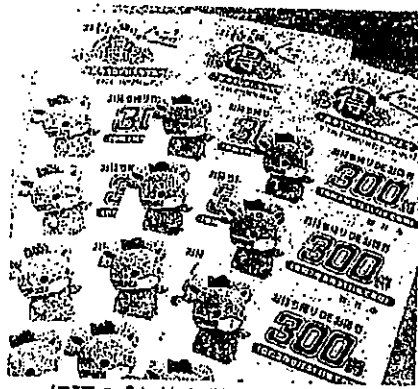
令和2年6月定例・7月臨時総社市議会での賛否の分かれた議案等に対する賛否状況

議案等	議員名	山田雅徳	清水宣良	三上周治	董野哲也	三宅啓介	岡崎亨一	深見昌宏	小川進一	高谷幸男	小西義巳	難波正吾	小西利一	津神謙太郎	村木理英	頓宮基洋子	赤澤康宏	名木田正昭	加藤保博	根馬和子	山口久子	議決結果
承認第8号	専決処分の承認を求めることについて(令和2年度総社市一般会計補正予算(第3号))	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
議案第52号	令和2年度総社市一般会計補正予算(第6号)	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

(凡例)○：賛成 ×：賛成でない 退：退席 欠：欠席

・賛否の確認は、議長及び事務局職員の目視により行っています。・剣持堅吾議員は、議長のため採決には加わりません。





好評の「お持ち帰りDEお得券」

問 市内飲食店等応援事業の「お持ち帰りDEお得券」での効果が一番と思うがどうか。
答 大きな効果があったと考えている。

問 水道料金4箇月無料化の市民、事業所の反応はどうか。
答 事業所はもとより、市民からも好評との声があった。
問 教育行政について
答 どのような考えで教育行政に取り組むのか。

問 新型コロナウイルス感染症経済対策の効果はどうか

答 大きな効果があったと考えている

問 教育大綱で掲げている、総社を愛し、心優しく、礼儀正しい子どもの育成に全力を尽くす。また、各校園が連携し、夢と希望を持つて学習に取り組む子ども、未来を切り開く強さ、人を思いやる優しい気持ちを持った子どもたちを育てていきたい。
問 教育の目的はどう考えているのか。

答 一人一人に、社会に貢献する力と幸せな人生を送る力を身に付けることと考えている。

問 森林環境税について

答 森林環境税はどのように対応していく考えなのか。

問 ある意味では本市の大きな資産となるので有効に活用していきたい。

問 経済対策について

答 「お持ち帰りDEお得券」の販売方法、周知方法に問題はなかったのか。

問 飲食店の支援をする目的でスピード感を持って取り組んできたが販売方法、周知方法にも反省点、見直すべきところはあった。

問 在勤の人にも販売を決めたのは、いつの時点か。

答 市民への販売が落ち着いた頃である。

問 当初の販売方法を変更するのであれば、議員各位の了承を得るべきではなかったのか。

答 議員各位に報告が遅れた点は申し訳なく思っている。

問 新たな経済対策はどうか。
答 経済を回すことが重要

問 県の交付金7200万円は妥当と考えているか

答 事業所数と財政力を勘案しているのを受け入れた

なので、地域通貨とか、お買い物券のようなもので地元にお金を回せるようなものが大切になると思っている。

災害時における避難行動、避難先の見直し対策について

問 コロナ感染拡大で災害時における避難先、避難行動の見直しと対策が必要である。その中で自主防災組織の活動が重要だが、市内ではどのくらいの組織ができていくのか。

答 現在219箇所で自主防災組織ができています。17地区のうち「神在、山田、新本」では組織が完全にでき上がっている。他の地域も早く組織ができ上がり災害に備えていけるよう早急に取り組んでいく。

